



島根県報

平成21年10月30日（金）

第2,133号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
土地改良区の合併の認可	（農 村 整 備 課）	3
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（森 林 整 備 課）	3
特別保護地区の指定	（ " ）	4
特定猟具使用禁止区域の指定	（ " ）	4
鳥獣保護区の設定の一部改正（2件）	（ " ）	6
特定猟具使用禁止区域の指定の一部改正	（ " ）	7

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	7
-----------------------------	---------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		8
---	--	---

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		8
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		8

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消 防 防 災 課）	8
-------------	-------------	---

告 示

島根県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウエーブ たまち薬局	浜田市田町52-7	平成21年10月2日
ウエーブ いわみ薬局	浜田市浅井町878-9	平成21年10月2日

島根県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
吉廻歯科医院	出雲市今市町808-55	平成21年9月30日

島根県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9番地35号	居宅介護支援	北陽マイズケアプラン	松江市袖師町9番地35号	平成21年9月1日
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 たまゆの杜	松江市玉湯町湯町1924番地1	平成21年9月1日
社会福祉法人 しらゆり会	松江市山代町934-5	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	いやしの館	松江市西川津町733-1	平成21年10月1日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9番地35号	訪問介護	北陽マイズホームヘルパー	松江市袖師町9番地35号	平成21年10月2日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9番地35号	介護予防訪問介護	北陽マイズホームヘルパー	松江市袖師町9番地35号	平成21年10月2日
プライム 有限会社	出雲市矢尾町273番	訪問介護	さくら・介護ステ	出雲市矢尾町273	平成21年10月13日

	地		ーション出雲北	番地	
プライム 有限会社	出雲市矢尾町273番地	介護予防訪問介護	さくら・介護ステーション出雲北	出雲市矢尾町273番地	平成21年10月13日

島根県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
吉廻 満	出雲市今市町808-55	居宅療養管理指導	吉廻歯科医院	出雲市今市町808-55	平成21年9月30日
吉廻 満	出雲市今市町808-55	介護予防居宅療養管理指導	吉廻歯科医院	出雲市今市町808-55	平成21年9月30日

島根県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、鹿足郡津和野町土地改良区及び鹿足郡日原町土地改良区の合併について平成21年10月20日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 合併により設立する土地改良区
津和野町土地改良区
- 合併により解散した土地改良区
鹿足郡津和野町土地改良区
鹿足郡日原町土地改良区

島根県告示第749号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 区域 浜田市の一部 面積 5,934ヘクタール 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
-----------------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第750号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝口善兵衛

三瓶山特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 大田市の一部 2 面積 153ヘクタール 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
-----------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第751号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝口善兵衛

才特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 218ヘクタール 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
安来町特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 240ヘクタール 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
大谷ダム特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域

	<p>松江市の一部</p> <p>2 面積 25ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
千本ダム特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 17ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
小田特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
八戸ダム特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 江津市及び浜田市、邑智郡邑南町の一部</p> <p>2 面積 137ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
浜田ダム特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第752号

鳥獣保護区の設定（昭和54年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中三瓶山鳥獣保護区の項を次のように改める。

三瓶山鳥獣保護区	1 区域	大田市及び飯石郡飯南町の各一部
	2 面積	2,425ヘクタール
	3 存続期間	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第753号

鳥獣保護区の設定（平成11年島根県告示第790号）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

西中国山地鳥獣保護区	1 区域	浜田市の一部
	2 面積	414.53ヘクタール
	3 存続期間	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
目田鳥獣保護区	1 区域	出雲市の一部
	2 面積	6ヘクタール
	3 存続期間	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
塚ヶ原鳥獣保護区	1 区域	浜田市の一部
	2 面積	

	870ヘクタール
3	存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
4	鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第754号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成20年島根県告示第864号）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表北講武特定猟具使用禁止区域の項を削る。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
係留施設8基その他船体付属物一式
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所
一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内の出雲郷橋から河口の右岸）
 - (2) 日時
平成21年10月14日9時00分から同年10月15日17時00分まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時
平成21年10月16日9時00分
 - (2) 場所
松江市富士見町地内の県有地
- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
 - (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
 - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年10月30日から施行する。

平成21年10月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

インフルエンザ予防接種料の項の次に次の1項を加える。

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種料

1 回目の接種 3,600円

2 回目の接種 2,550円（当該接種を行う医療機関において1回目の接種を行っていない場合にあつては、3,600円）

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第20号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3教育委員会の部6種の項中「松江農林高等学校」の次に「、宍道高等学校」を加える。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第13の4種の項中「松江農林高等学校」の次に「、宍道高等学校」を加える。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成21年度第3回危険物取

扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成21年10月30日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成22年2月7日（日） 13時から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成21年12月11日から12月24日まで（郵送の場合は、12月24日の消印有効）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852-27-5819 F A X 0852-25-8242